

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

最後の原告本人尋問(第16回口頭弁論) 傍聴席をいっぱいにして本人尋問を 成功させよう!

11/9 (水)

午後1時20分より

事前集会

午後2時～4時

本人尋問

東京地裁立川支部

101号大法廷

11月9日14時から第4回の本人尋問が実施されます。今回も4人の原告の方に法廷でお話いただけます。

一人目は福生市の内山恭男さん。日勤夜勤交代の業務形態から一日中騒音被害に悩まされていることと、毎日受ける睡眠妨害についてお話ししてもらいます。

二人目は八王子市の森田成烈さん。ご自宅庭のプレハブで鉄筋工事の積算等の作成をしていらっしゃるが、緻密な計算が騒音によりどれほど妨害されるか、また、顧客や現場監督との会話が騒音により妨害され業務にどれほど支障が生じているかを中心にお話いただけます。

三人目は八王子市の古山晃さん。この方は横浜市での戦闘機墜落を目撃された方であり、

その恐怖をお話しいただくとともに、趣味の屋外でのガーデニングが、騒音によりどれほど妨害されるか、日常生活にどれほどのダメージを与えるかについてお話しいただきます。

最後は八王子市の渡辺てつよさん。この方はコンターから外された方です。被害の実感に変化がないにもかかわらず、コンターから外された怒り、騒音がご病気の治療にどれほど悪影響かを騒音カレンダーを交えながらお話ししてもらいます。

4人の方が原告全員の代表として、騒音被害をお話しする最後の機会です。裁判を最後まで盛り上げていくために、多くの原告の方の参加をお願いします。

【 弁護団 杉野 公彦 】

10月14日八王子 現地進行協議(現地検証) 報告

飛行機騒音さえなければ 静かで快適な 住環境の中、裁判官は何を感じてくれたか

1月に行われた現地検証とは打って変わって、秋晴れとなった10月14日、八王子の宇津木台・久保山地域で現地進行協議が行われました。

「現地進行協議」というと分かりにくいのですが、裁判官が現地に足を運び、弁護団から現地の状況について直接説明するための手続ですから、実質的には検証です。そこで、この稿でも「検証」と言い換えることにします。

1月の検証では横田基地に比較的近い地域を丸1日かけて回りましたが、今回は4か所(国側が申請した検証場所1か所を含む)を、半日かけて歩いて回る、比較的コンパクトな現地検証でした。

交通渋滞に巻き込まれて裁判官の到着が予定より15分ほど遅れるというアクシデントもありましたが、総じて検証自体はスムーズに進行し、裁判官には、この地域が横田基地から遠く離れた閑静な住宅街で、軍用機の騒音がどれほど似つかわしくなく、住民の生活にとって異質な存在であるのかを経験してもらえたと考えています。

この半日の検証を通じて、横田基地の航空機に遭遇したのはわずか1回だけでした。それは、最初の検証場所となったオリンパス技術開発センター向かいのマンションの屋上で、弁護団から説明をしている最中でした。このマンションは文字通り飛行直下にあり、屋上からは多摩川を足元に、昭島から横田基地方面を望む絶好の「展望台」になっているため、南から近付いてくる音(最初に気が付くのは、やはり立ち会った原告のみなさんでした)に目を向けると、自衛隊機と思われる1機

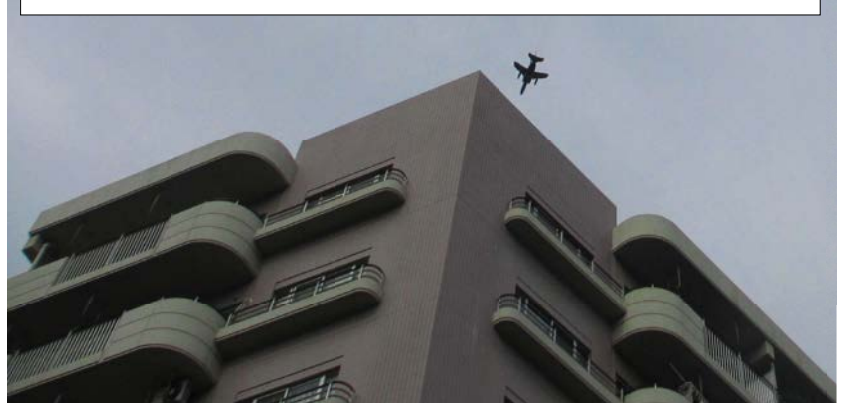
が、真っ黒な排気ガスを吐き出しながら横田基地方面に通過して行ったのです。

この後、わらべうつき台保育園、久保山学童保育所、宇津木台町会会館を含む地域、久保山公園展望広場、宇津木台小学校屋上と検証は進みましたが、どの場所でも飛行機の騒音が聞こえてくることはなく、とても静かで快適な住環境であることは、誰の「耳」も明らかでした。

しかしそれは、横田基地の騒音さえなければ、という条件付きです。この日に遭遇したのがたった1機とはいえ、頭上をかすめ飛ぶ軍用機が静寂を打ち破る。想像を巡らせれば、1月の検証で裁判官の頭上を飛んだC130輸送機やC5ギャラクシーの爆音が、この住宅街にも降り注ぐのだということに思い至るのはたやすいことです。

2度にわたる検証と本人尋問で原告が語る被害の実情を踏まえて、裁判所には騒音の差止めを含む抜本的な判決をしてもらわなければなりません。【弁護団事務局長 加納弁護士】

検証中の午後1時55分 航空自衛隊入間基地所属の訓練機が飛来。グリーンヴィレッジ屋上で最大騒音レベル86.5デシベル(日本音響エンジニアリング測定)を記録した。横田基地に向かって高度を下げていたが、着陸することなく低空で滑走路を通過した。



八王子久保山町での現地進行協議（現場検証）を終わって

【 八王子・日野支部 立石 正之 】

第2回現地進行協議にかける思い

当日、天気は「晴れ」、他の地区の原告団の仲間も多数現場検証支援集会に参加して頂き、成功裏に終わることができまして、感謝の気持ちでいっぱいです。

9月14日の第15回口頭弁論では、原告本人尋問とそれに対する国側の反対尋問を聞いて「私が反論してやるよ」とまで喉元に出てきました。

八王子の秋本さんが「騒音カレンダーを付けた。6月13日は特にひどく・・・」と供述した点に対して、国側が反対尋問で、「その記録は付けたのか」と迫りました。ただ、その日にカレンダーを付けていなかった秋本さんは「ない」と答えるしかありませんでした。その時、私たちには前回の損害賠償金で宇津木台町会会館に設置した「航空機騒音自動測定器」がしっかりとその記録を残しているのを思い出しました。八王子・日野支部では毎月月初めに前月の最高騒音が60dB以上の全飛行リストを作り分析・解析しており、6月13日の昼・夕別かつ騒音レベル別回数下表の通りしっかりと記録されていたのです。

この表からわかるように秋本さんが団欒として一番大事にしたい時間帯の19時～22時の3時間、その日の飛行回数の半分以上の38回も航空機は飛行しました。

そもそも騒音を日々調査して実態を把握し、住民に安心感を与えるのが行政の役割であるはずですが。にもかかわらず「記録はそちらにあるか」と行政側が居丈高に聞くのは許しがたいことではないだろうか。(民事裁判では証拠を出すのは原告という事かもしれないが)。

6月13日の騒音レベル別回数

騒音レベル(デシベル)	60～70	70～75	75～80	80～85	85～90	90～100	100以上	合計
1日合計回数	11	10	11	17	17	0	1	67
7時～19時	2	2	5	6	13	0	1	29
19時～22時	9	8	6	11	4	0	1	38



宇津木台南公園に集まり弁護士からの説明を聞く原告たち。裁判官が居る場所は法廷とみなされ、その周囲では集会及び写真撮影が禁じられたため、検証場所とは少し離れた場所での集会となった。



検証終了後は宇津木台町会会館で報告集会が行われた

なおですが、一日騒音回数67回というのは私たちの観測記録上最大です。

また、八王子の棚田さんは「9月4日と5日の両日、午前3時ごろとてつもない騒音で起こされた」と供述しましたが、これも測定器に記録されています。

このように飛行回数と騒音レベルは、機械による自動測定器で証拠化されています。今回の現地進行協議は、裁判官らに『騒音記録』を訴えるよい機会であると思っていました。

(4ページに続く)

(3ページから続く)

現地進行協議を実施して

今回、現地進行協議の目的は、三人の裁判官が、原告団の居住する地域に来て、その生活実態の中に身を置いてもらい、騒音のひどさを理解してもらう(実感してもらう)という点に中心があったと思います。

しかし、私はそれ以上に、前回裁判とは大きく違い今回の現地進行協議では、裁判官が、現地で「観測器」の現物を見て、耐え難い騒音の原因である飛行騒音測定記録の具体的なデータを客観的な証拠として見てもらうことで、「判決」を考える一因になってもらえればと強く思っています。

さて、裁判官が実際に現場検証で最も時間を費やしたのは町会会館の掲示板でした。そこに

は「原告団ニュース」と久保山町町会・航空機騒音対策委員会作成の「9月の飛行機騒音の記録」(A3判)が堂々と掲示されていました。弁護団の「指示説明」によって興味を持ったと言えるかもしれませんが、私はこれを見た裁判官たちが『どんな証拠をこれからひねり出すのか』、『騒音回数、夜間早朝の回数、騒音が特に大きい個々のケースというように、騒音回数だけ特記しているのはなぜか』(一般論では常に騒音の”平均値”を論じているのに)と考え、裁判官が私たちの提訴の正当性を深く理解し、さらに一歩踏み込んだ判決を出すのではと期待している。



厚木基地爆音訴訟 最高裁弁論がひらかれました



10月31日 厚木基地爆音訴訟の最高裁弁論が行われ、第2次新横田からも応援に駆けつけました。2014年5月、横浜地裁は厚木基地を離着陸する自衛隊機の夜間・早朝(午後10時から午前6時)飛行差し止めの画期的な判決を下し、さらに東京高裁でも同様の判決がされていました。

この日の最高裁弁論は、この飛行差し止めが堅持されるか否かを焦点として、弁論が開かれました。(米軍機の飛行差し止めについては残念ながら、9月15日に上告棄却の決定がなされてしまいました)

法廷で厚木訴訟原告の代表2名と、代理人4名が住民の立場に立った判断を示してほしいと訴えました。

判決は12月8日午後3時に言い渡されます。



宇津木台町会会館前の掲示板
町内の4ヶ所すべての掲示板に、原告団ニュースと飛行騒音記録を掲示している。



結審までの日程

- 11月9日(水) 14時 本人尋問と進行協議
- 2017年1月18日(水) 予備日
- 2017年3月1日(水) 最終口頭弁論(結審)

原告団活動日誌

- 10/7 原告団ニュース第29号発行、発送作業
- 10/11 定例事務局会議
- 10/14 第2回現地検証(八王子地域現地進行協議)
- 10/19 弁護団会議に参加
- 10/20 オスプレイ配備反対連絡会会議に出席
- 10/21 第44回原告団会議
- 10/23 オスプレイの横田配備に反対する10.23東京集会において署名活動
- 10/27 原告団ニュース編集会議
- 10/31 厚木爆音訴訟最高裁弁論の傍聴と報告集会参加